

島根県

平成17年 9 月20日 (火) 第 1,711 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

規則		
島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(")	3
農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定の一部改正	(農業経営課)	3
公 告		
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(薬事衛生課)	3
砂利採取業務主任者試験の実施	(河 川 課)	4
都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課)	5
教委規則		
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	6
人委規則		
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則		6
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定		6
める規則の一部を改正する規則		

公布された条例等のあらまし

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第108号)

1 規則の概要

平成17年 9 月25日における鹿足郡津和野町及び同郡日原町の合併による同郡津和野町の設置に伴11、積雪荷重の表を改正することとした。(第11条の 3 関係)

2 施行期日

平成17年9月25日から施行することとした。

規則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第108号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則(昭和48年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項の表中

津和野町 日原町

津和野町 旧津和野町の区域 旧日原町の区域

に改め、同表備考中「平成17年3月30日現在」の次に「、津和野町のうち旧

津和野町の区域及び旧日原町の区域は平成17年9月24日現在」を加える。

附 則

この規則は、平成17年9月25日から施行する。

島根県告示第994号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
旭町国民健康保険あさひ診療所	那賀郡旭町大字丸原138 - 1	平成17年8月1日
たかお皮フ科クリニック	松江市新雑賀町4-17	平成17年6月22日
隠岐の島町国民健康保険五箇歯科診 療所	隠岐郡隠岐の島町郡584 - 1	平成17年4月1日
松江調剤薬局	松江市田和山町61番地	平成17年8月5日

島根県告示第995号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
永田歯科医院	隠岐郡西ノ島町浦郷544 - 15	平成17年2月28日
隠岐の島町国民健康保険五箇歯科診 療所	隠岐郡隠岐の島町郡579 - 14	平成17年4月1日
益田地域医療センター医師会病院 都茂出張所	益田市美都町都茂1718 - 2	平成17年8月1日
松江調剤薬局	松江市灘町103 - 4	平成17年7月29日

島根県告示第996号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在	生 地	変更
区原版第の石柳	変 更 前	変 更 後	年月日
槇野クリニック	出雲市中野町648番地	出雲市中野美保北三丁目 5 - 5	平成17年 7月9日
きさ内科・皮フ科クリニック	出雲市平田町4005 - 1	出雲市平田町7606	平成17年 7月23日

島根県告示第997号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

施術機関の名称	所 在 地	指定年月日
まえだ鍼灸整骨治療院	安来市安来町703 - 6	平成17年8月1日

島根県告示第998号

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定(平成15年島根県告示第19号)の一部を次のように改正し、平成17年9月25日から施行する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

表津和野町の部に次のように加える。

旧日原町の区域	30アール
---------	-------

表日原町の部を削り、同表備考中「平成17年3月30日現在」の次に「、津和野町のうち旧日原町の区域は平成17年9月24日現在」を加える。

公告

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、同法施行細則第12条第2項の規定により公告する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 研修及び講習の主催者

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420番地1

2 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成17年11月27日	いわみーる	浜田市野原町1826番地1
平成18年1月29日	ホテル白鳥	松江市千鳥町30

(2) 第1型講習

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成17年11月27日	いわみーる	浜田市野原町1826番地 1
平成18年1月29日	ホテル白鳥	松江市千鳥町30

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成17年12月 5 日	平成17年12月20日	平成18年1月31日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成17年12月 5 日	平成17年12月20日	平成18年1月31日

3 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により公告する。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験の日時

平成17年11月11日(金)

午前10時から12時まで(受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。)

2 試験会場

大田市長久町長久八7 1

島根県大田集合庁舎 4 F 大会議室 1

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 提出書類
- (1) 受験願書(所定の様式)
- (2) 写真 2 枚、うち 1 枚は受験票にはり付けること。

(手札形(縦8センチメートル×横6センチメートル)とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

- (3) 受験票(所定の様式)
- 5 受験手数料

7.600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁土木建築局、各土木建築事務所、各土木事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690 8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成17年10月1日(土)から平成17年10月21日(金)まで

なお、郵送の場合は、平成17年10月21日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

平成17年11月28日(月)に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者は除く。)に試験 結果を郵送にて通知する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ(電話0852 22 5499)に照会すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更 しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画 の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年9月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

大田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市大田町

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び大田市役所

4 縦覧期間

平成17年9月20日から平成17年10月4日まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

教 苔 委 員 会 規 即

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月20日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊

島根県教育委員会規則第25号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 別表第10中「日原町立左鐙小学校」を「同 左鐙小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成17年9月25日から施行する。

事 委 会 規 即

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月20日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「鹿足郡津和野町大字中川」を「鹿足郡津和野町中川」に、「鹿足郡日原町大字左鐙」を「鹿足郡津和野町 左鐙」に改める。

附 則

この規則は、平成17年9月25日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成17年9月20日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第19号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会 規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第43及び別表第44を次のように改める。

別表第43及び別表第44 削除

附 則

この規則は、平成17年9月25日から施行する。